

芦屋市条例第 3 3 号

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 1 2 年芦屋市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（一般廃棄物処理計画） 第 6 条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次の各号に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) 非常災害時における前 2 号に掲げる事項に関する施策に関する事項</u> <u>(7) （略）</u> 2・3 （略） （事業者等による一般廃棄物の処理） 第 9 条 （略） 2 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市から委託を受けた者を含む。）以外の者が収集、運搬又は処分するものとして定められた一般廃棄物に限る。以下	（一般廃棄物処理計画） 第 6 条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次の各号に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。 (1)～(5) （略） <u>(6) （略）</u> 2・3 （略） （事業者等による一般廃棄物の処理） 第 9 条 （略） 2 事業者等は、その排出した一般廃棄物（一般廃棄物処理計画において市（市から委託を受けた者を含む。）以外の者が収集、運搬又は処分するものとして定められた一般廃棄物に限る。以下

改正後	改正前
次項において同じ。)を適正に自ら処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けている者(同条第1項ただし書及び<u>第6項</u>ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下次項において同じ。)にその処理を委託しなければならない。 3 (略) (多量の一般廃棄物) 第11条 法第6条の2 <u>第7項</u>の規定により市長が指示することができる事業活動から生ずる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 (略)	次項において同じ。)を適正に自ら処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けている者(同条第1項ただし書及び<u>第4項</u>ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下次項において同じ。)にその処理を委託しなければならない。 3 (略) (多量の一般廃棄物) 第11条 法第6条の2 <u>第5項</u>の規定により市長が指示することができる事業活動から生ずる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に定める日のいずれか遅い日から施行する。